

モバイル Wi-Fi ルーター貸出規定

1. モバイル Wi-Fi ルーターは永治プラザの各部屋での使用を目的としていますので館外での使用は禁止とします。
2. モバイル Wi-Fi ルーター使用には、永治プラザの部屋予約が必要となります。
3. 必ず、モバイル Wi-Fi ルーター借用申請書を記入し、窓口で申請してください。
(電話での申請はできません)
4. 原則、借用申請は部屋の予約時に申請することとし、貸出時間は1団体(個人)4時間までとします。
5. 貸出は申込順となりますので、先約がある場合は使用できないこともあります。
6. 貸出時間終了後は、速やかにモバイル Wi-Fi ルーターの返却をお願いします。
また、貸出時間を過ぎても返却が無い場合、活動中であってもモバイル Wi-Fi ルーターの返却を促します。
7. 電波状況により繋がりにくい場合もあります。また、繋がりにくいために生じた責任はいっさい負いませんのでご了承ください。
8. モバイル Wi-Fi ルーターの Wi-Fi 接続は16台ですが、台数が多い事により生じた速度規制による責任はいっさい負いませんのでご了承ください。
9. モバイル Wi-Fi ルーターが破損した場合は、速やかに申し出てください。
また、故意の破損については、修理費用を請求する場合があります。

以上